

別表第1（第4条関係）

内容		補助対象経費		補助上限額	補助下限額	補助率
1 新事業動向等調査事業	<間接補助事業者が行う以下の事業> 計画の実施に必要な新事業動向等調査事業	謝金	専門家謝金	1事業者当たり 200万円	ただし、（公財）高知県産業振興センターが内容を確認した製品企画書に基づく新商品・新技術・新役務開発事業を行う場合は、当該事業に係る補助上限額を1,000万円とし、補助事業全体で1,200万円を補助上限額とする。	2分の1以内
		旅費	専門家旅費及び職員旅費			
		庁費	会場借料、印刷製本費、資料購入費、通信運搬費、原稿料、雑役務費、消耗品費、翻訳料及び通訳料			
		委託費	新事業動向等調査事業の実施に必要な取組を委託する経費			
2 新商品・新技術・新役務開発事業	<間接補助事業者が行う以下の事業> (1) 新商品・新技術・新役務の開発研究に関する事業 ア 新商品・新技術の商品化又は新役務のための開発設計事業 イ 新商品・新技術の商品化のための設備の運転研究事業 (2) 新商品・新技術・新役務の事業化に関する事業 ア 新商品・新技術のための試作、改良 イ 商品化された新商品・新技術のデザイン等の改善事業 ウ 商品化された新商品・新技術・新役務の求評事業 (3) その他計画の実施に必要な新商品・新技術・新役務開発事業として適当と認められる事業	謝金	専門家謝金			
		旅費	専門家旅費及び職員旅費			
		研究開発事業費	原材料費、機械装置又は工具器具の借料等、産業財産権等の導入に要する経費			
		機械設備費	機械装置又は工具器具の購入等（購入、試作、改良、据付け、修繕）に要する経費、構築物の購入等（購入、建造、改良、据付け、借用、修繕）に要する経費 ※新商品（食品を除く）の研究開発に必要な経費であり、（公財）高知県産業振興センターが内容を確認した製品企画書に基づく事業に限る			
		庁費	会場借料、印刷製本費、資料購入費、通信運搬費、借料又は損料、消耗品費及び雑役務費			
		外注加工費及び委託費	研究開発事業の実施に必要な取組を委託する経費			
3 販路開拓事業	<間接補助事業者が行う以下の事業> (1) 展示会の開催又は見本市への参加 国内各地等又は海外において行う販路開拓のための展示会への参加 (2) 販路開拓指導等 ア 専門コンサルタントの委嘱等により行う販路開拓に関する調査及び指導 イ 新商品等の販路開拓等のための広報事業 ウ 品質表示（品質保証表示等を行う事業を含む。）事業 (3) その他販路開拓事業として適当と認められる事業	謝金	専門家謝金			
		旅費	専門家旅費及び職員旅費			
		庁費	会場借料、出展小間料（小間装飾料、備品借上料及び電気水道等使用料）、通信運搬費、雑役務費、消耗品費、広告宣伝費、印刷製本費、翻訳料及び通訳料、資料購入費、ホームページ作成費（ECサイト構築費を含む。）、動画作成費			
		委託費	販路開拓事業の実施に必要な取組を委託する経費			
4 人材養成・人材確保事業	<間接補助事業者が行う以下の事業> (1) 計画の実施に必要な経営、技術に関する研修等であって構成員及びその後継者並びに従業員等を対象とするもの (2) 計画の実施に必要な人材を確保するために行う事業 (3) その他計画の実施に必要な人材養成・人材確保事業として適当と認められる事業	謝金	専門家謝金及び実習企業謝金			
		旅費	専門家旅費、職員旅費及び研修旅費			
		庁費	会場借料、印刷製本費、資料購入費、通信運搬費、借料又は損料、教材費、消耗品費、雑役務費、原稿料及び受講料、翻訳料及び通訳料、広告宣伝費、ホームページ作成費、動画作成費			
		委託費	人材養成・人材確保事業の実施に必要な取組を委託する経費			
5 生産性向上支援事業	<間接補助事業者が行う以下の事業> 計画の実施に必要な生産性向上を実現するために行う事業	謝金	専門家謝金			
		旅費	専門家旅費及び職員旅費			
		庁費	会場借料、印刷製本費、資料購入費、通信運搬費、原稿料、雑役務費、消耗品費、翻訳料及び通訳料			
		委託費	生産性向上支援事業の実施に必要な取組を委託する経費			
		クラウドサービス利用費	生産性向上に資するデジタルサービスやWebプラットフォーム等の利用費 ツール・システムのサービス利用費及び初期設定費			
6 海外販路開拓事業（グローバル枠）	<間接補助事業者が行う以下の事業> (1) 市場等の動向調査 海外見本市等の視察や経済ミッション団への参加等による海外市場の調査 (2) 展示会の開催又は見本市への参加 海外において行う販路開拓のための展示会への参加 (3) 販路開拓指導等 ア 専門コンサルタントの委嘱等により行う海外販路開拓に関する調査及び指導 イ 新商品等の海外販路開拓等のための広報事業 (4) 海外拠点の設置 現地法人や販売代理店の設立等による海外拠点の設置 (5) その他販路開拓事業として適当と認められる事業	謝金	専門家謝金	1事業者当たり 200万円	1事業者当たり 10万円	2分の1以内
		旅費	専門家旅費、職員旅費及び国内招聘旅費			
		庁費	会場借料、出展小間料（小間装飾料、備品借上料及び電気水道等使用料）、通信運搬費、雑役務費、消耗品費、広告宣伝費、印刷製本費、翻訳料及び通訳料、資料購入費、ホームページ作成費（ECサイト構築費を含む。）、動画作成費			
		委託費	海外市場の調査や現地法人の設立等に必要な取組を委託する経費			
7 事務費	間接補助事業者に対する間接補助金交付に必要な事務費	手数料	振込手数料	定額		

（注1）広告宣伝費は100万円を補助上限額とする。

（注2）委託費、外注加工費は100万円を補助上限額とする。ただし、補助上限額が1,000万円となる新商品・新技術・新役務開発事業を行う場合は、当該事業に係る補助上限額を500万円とし、補助事業全体で600万円を補助上限額とする。  
なお、「1 新事業動向等調査事業」及び「5 生産性向上支援事業」はこの限りでない。

（注3）やむを得ない理由により、実績報告時に補助金確定額が10万円を下回る場合は補助対象とする。